

○廿日市市開発登録簿閲覧規程

平成20年3月25日告示第56号

廿日市市開発登録簿閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 閲覧所は、廿日市市建設部都市計画課内に置く。

(閲覧に供する日及び閲覧時間)

第3条 登録簿を閲覧することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日・1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 登録簿を閲覧することができる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、登録簿を閲覧することができる日時を変更することがある。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の申請)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録簿の持出禁止)

第5条 閲覧者は、登録簿を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- (1) この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付申請)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第72号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月8日告示第168号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第61号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(別記)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

開 発 登 録 簿 閲 覧 申 請 書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住所

氏名

次の開発登録簿を閲覧させてください。

開発許可を 受けた者	住 所		
	氏 名		
開発区域に含まれる 地域の名称			
※ 受 付 処 理 欄			
※ 登 録 番 号		※ 登 録 年 月 日	

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号（第 7 条関係）

開 発 登 録 簿 の 写 し 交 付 申 請 書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住所

氏名

次のとおり開発登録簿の写しを交付してください。

開発許可を 受けた者	住 所			
	氏 名			
開発区域に含まれる地 域の名称				
交付を求める写しの種 別及び枚数		登録簿調書	枚	
		土地利用計画図	枚	
		計	枚	
交付を求める理由				
※ 受 付 処 理 欄			※ 手 数 料 額	円
※ 登 録 番 号			※ 登 録 年 月 日	

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。